

岬町移住促進特急券交付事業実施要綱

制定：平成27年3月26日

(目的)

第1条 この要綱は、本町への移住促進を図るため、町外から移住し、大阪方面へ通勤・通学する者に対して南海本線特急サザンの特急券（以下「特急券」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 特急券の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 岬町定住促進対策新築住宅取得補助金、岬町定住促進対策中古住宅取得補助金又は岬町定住促進対策民間賃貸住宅家賃補助金（以下「補助金」という。）の町外在住者の補助対象者又は同一の世帯員として本町の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 南海本線堺駅以遠の駅を通勤・通学として利用し、通勤若しくは通学の定期券（以下「定期券」という。）を購入していること。

(交付)

第3条 特急券の交付は、交付対象者1人につき定期券の有効期間1か月に2枚とし、最大24枚までとする。

(申請及び決定)

第4条 特急券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付決定日から60日以内に岬町移住促進特急券交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次の書類を添えて町長に申請しなければならない。なお、定期券の更新が行われた場合は、更新の日から14日以内に申請するものとする。

- (1) 定期券の写し
- (2) 補助金の交付決定通知書の写し（最初の申請時のみ）
- (3) 誓約書（様式第2号）

2 町長は、前項の規定による申請書の提出がされたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、岬町移住促進特急券交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、

特急券を送付するものとする。

3 町長は、前項の規定による審査の結果、適当でないと認めるときは、岬町移住促進特急券不交付通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（特急券の返還等）

第5条 町長は、虚偽又は不正な申請により特急券の交付を受けた者に対し特急券の交付の決定を取り消し、既に特急券が交付されているときは、相当金額の変換を求めることができる。

（個人情報の保護）

第6条 本事業にあたっては、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、岬町個人情報保護条例（平成12年岬町条例第28号）及びその他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行うものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

岬町移住促進特急券交付申請書

年 月 日

岬町長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

岬町移住促進特急券の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 通勤・通学利用駅 駅から 駅
2. 特急券申請枚数 枚

（定期券の有効期間の月×2枚）

添付書類

- （1）定期券の写し
- （2）岬町定住促進対策新築住宅取得補助金、岬町定住促進対策中古住宅取得補助金又は岬町定住促進対策民間賃貸住宅家賃補助金の交付決定通知書の写し（最初の申請時のみ）

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

岬町長 様

住 所

氏 名

印

私は、岬町移住促進特急券の交付申請にあたり、岬町移住促進特急券交付事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2条に定める交付対象者の要件を満たしていることを誓約します。

また、町長が要綱の規定に違反すると認める場合は、特急券の交付決定の取り消しに同意するとともに、既に交付を受けた特急券の相当金額を返還することを誓約します。

様式第2号（第4条関係）

岬町移住促進特急券交付決定通知書

第 号  
年 月 日

申請者 住所  
氏名 様

岬町長

年 月 日付で申請がありました岬町移住促進特急券について、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1. 特急券交付枚数 枚  
(定期券の有効期間の月×2枚)

様式第3号（第4条関係）

岬町移住促進特急券不交付通知書

第 号  
年 月 日

申請者 住所  
氏名 様

岬町長

年 月 日付けで申請がありました岬町移住促進特急券について、下記の理由で不交付となりましたので通知します。

記

不交付の理由